

発達障害者の大学入試をめぐって

上野一彦、立脇洋介（大学入試センター入学者選抜研究機構）

わが国における LD, ADHD, 高機能自閉症などのいわゆる発達障害のある生徒の大学入試における障害者特別措置に関する、内外の発達障害概念について明らかにするとともに、高等教育における発達障害の理解と対応の実情を明らかにし、今年度実施された大学入試センター試験における特別措置志願者の実態から、今後の動向予測と課題について考察する。

1はじめに

2009 年度から大学入試センターにおける障害特別措置委員会に「発達障害」に関する専門委員が初めて加えられ、また 2010 年度実施の大学入試センター試験（以下センター試験と略す）から、障害区分に発達障害区分を加えるという大きな改定がなされた。

これは過去数年間に発達障害を事由とする障害者特別措置申請が目立ち始めたことと、初等中等教育における特別支援教育への転換と発達障害のある児童生徒への理解と対応が急速に進みつつあるという教育動向がその背景にあった。

2 発達障害の理解と対応の実態

2.1 発達障害の定義

まず、われわれが使用する発達障害の概念と課題について明確にしておく。

2005 年 4 月 1 日から発達障害者支援法が施行されたが、この法律は、発達障害児を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにすることを目的としている。

この法律では発達障害を以下のように定義している：「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害をいう（発達障害者支援法第二条定義）。

わが国の発達障害概念は、身体障害者福祉法や知的障害者福祉法でカバーされていない対象者を考慮した包括的な傘概念である。

自閉症に関しては知的遅れを伴うものからそうでない高機能自閉症やアスペルガー症候群まで含むことになる。2007 年度から特別支援教育を開始するにあたり、文部科学省（2007）は特別支援教育の理念を謳うなかで、その対象について、「これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて・・・」という表記をしている。

一般に諸外国や医学領域では、発達の障害に知的障害を包括して使用する場合もあり、わが国の「発達障害」の法律定義は必ずしも国際的な理解とはなっていない。

基本的には、国際疾病分類第 10 版（ICD-10）の発達障害（心理的発達の障害、小児（児童）期及び青年期に生じる行動及び情緒の障害）F80 から F89, F90 から F98 に限定して用いられる。

2.2 特別支援教育体制整備状況調査から

図 1 は、文部科学省が毎年実施している特別支援教育体制整備状況調査における 7 つの事項に対する校種別のグラフである。

この図から、小中学校に比べ高等学校における理解と対応がまだ不十分であることと、8 つの調査項目中、高等学校における個別の指導計画の作成と個別の教育支援計画の策定状況の低さが注目される。高等学校段階での発達障害のある生徒に対する具体的な教育的配慮の実態を示すものであり、今後の大学入試における特別措置の状況報告書所や意見書

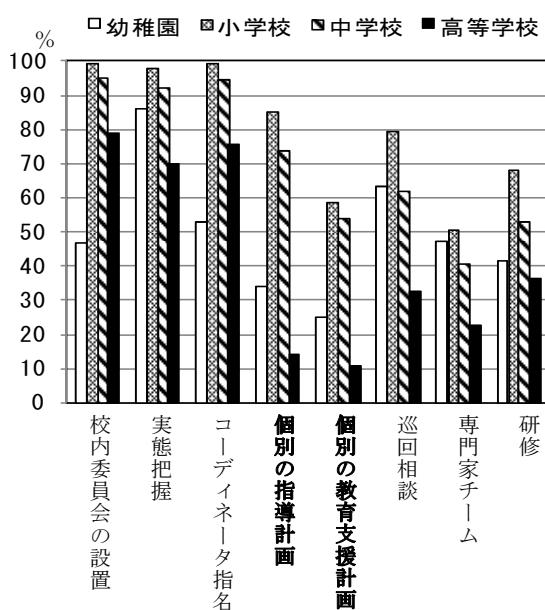


図1 校種別特別支援教育体制比較
(文部科学省, 2010)

の提出と関連して、今後の進展のポイントともいえる。

2.3 初等中等教育での発達障害への対応

2006年度より、発達障害のある児童生徒は「通級による指導」の正式な指導対象になったが、図2は、その義務教育段階での指導対象数の推移を示している。

この図から見てもわかるように、法律上、学校教育において正式の指導対象になって以来、従来の障害種の児童生徒数にはほとんど変化はないが、学習障害（Learning Disabilities：以下 LD），注意欠陥多動性障害（Attention Deficit Hyperactivity Disorder：以下 ADHD），（高機能）自閉症などの発達障害のある児童生徒は、初年度は10,590人であったが3年後の2009年度には16,813人と大きく増加してきている。

こうした増加は、高等学校段階においても発達障害のある生徒に対する支援ニーズの高まりとして波及していくことは必定であり、今後、大学などの高等教育にも大きく影響を

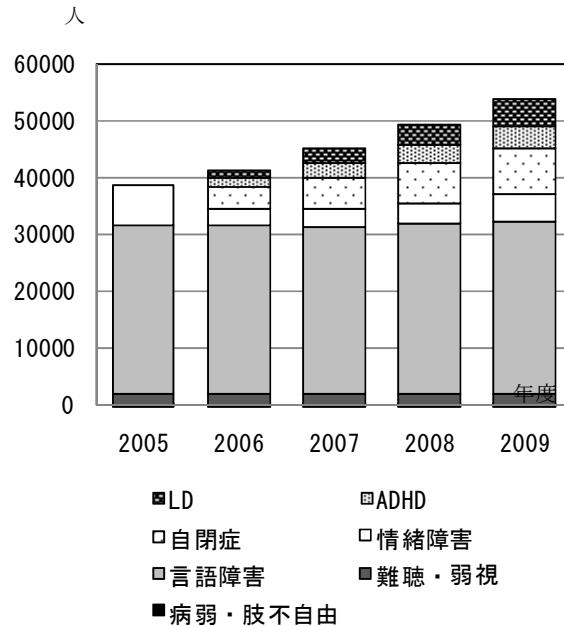


図2 「通級による指導」児童生徒数の推移
(文部科学省, 2010)

及ぼすことが予想されるところから、大学入試などにおいても本格的な対応の準備が急がれる根拠ともなった。

3 高等教育機関における現状

3.1 障害学生のなかの発達障害

まず日本学生支援機構（2010）の報告からわが国の高等教育機関における発達障害学生の現状をまず考察することにする。

高等教育機関における、障害のある学生の実態については、2005年度から始められた日本学生支援機構の実態調査報告が詳しい。この調査は、全国の国公私立の大学、短期大学、高等専門学校に在籍している障害のある学生に関する詳細な調査である。

2010年度の結果報告によれば、調査した1,224校（大学765校：短期大学395校：高等専門学校64校、回収率100%）の全学生数は、3,207,123人（大学92.6%：短大5.5%：高専1.8%）中、障害学生数は7,103人（大学93.1%：短大4.0%：高専2.9%）であり、全学生に占める障害学生の在籍率はわずか

0.22%（前年0.2%）であった。

表1は、高等教育機関における障害学生の在籍率の国際比較である。なおこの表は日本学生支援機構(2008)から要約作成した。

表1 高等教育機関における障害学生の国際比較(日本学生支援機構, 2008より作成)

国名	%	調査基準/年度
米国	11.3	学士課程/2003-04
英國	6.4	大学1年/2005-06
フランス	2.2	高等教育機関/自己申告*/2005-06
ドイツ	19.0	高等教育機関/自己申告/2006-06
韓国	0.19	特殊教育振興法基準
日本	0.16	手帳交付/医師による健康診断等**

*医者の診断によらず、本人の申し出によるもの

**わが国の最新データは0.27%である

国際比較をする場合は、その比較対象の定義など慎重に吟味しなければならないが、高等教育機関における障害学生の在籍率は欧米諸国と比較し、韓国と同様、わが国は少ない。

図3は全学生の全障害種別の割合を示している。わが国では伝統的に身体障害系（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱など）への理解を中心にその受け入れ体制が整えられてきた。しかし、高等教育機関における発達障害系の学生に対する認知度は極めて低いこ

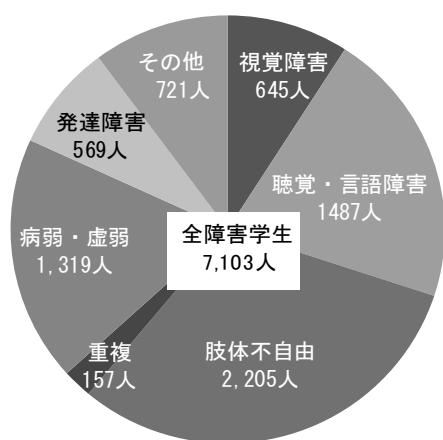


図3 障害種別による学生比率
(日本学生支援機構 2010)

とが示される。これら全障害学生7,103人のうち、学校に支援の申し出をし、何らかの支援を受けている支援障害学生は4,137人であり、支援率は58.2%である。

この調査では全障害学生のうち発達障害学生は、LD, ADHD, 高機能自閉症及びアスペルガ症候群（以下 自閉症スペクトラム障害を意味するものとしてASDを使う）等の医師の診断書のある者に限定した数であり、その総数は569人で、障害学生全体の中での構成比率は8.0%に過ぎない。しかし、前年度の298人、4.8%よりも確実に増加はしている。この569人のうち何らかの支援を受けているものは443人で、支援率は77.8である。

なお、医師の診断書がないために障害学生数には含まれないが、発達障害があると推測されることから実際に教育上の配慮を受けている者は806人であり、診断書のある学生の約1.4倍いた。この806人に、診断書があつて支援を受けている学生の443人を合わせた実際に支援を受けている発達障害学生の総数は1,249人である。昨年度は743人であったから凡そ1.7倍である。

3.2 発達障害学生の実態

図4は、診断書のある学生（内円）と診断書の有無にかかわらず支援を受けている学生（外円）の教育機関別の割合を示している。大学、短期大学、高等専門学校の3つの高等教育機関に在籍し何らかの支援をうけている発達障害学生、及び診断書のある発達障害学生の在籍割合は、いずれも大学が多く80%以上を占めている。

図5は、同じく診断書のある学生（内円）と診断書の有無にかかわらず支援を受けている学生（外側）の発達障害（LD, ADHD, ASD）別の割合を示している。

またそれらの発達障害学生の障害種別をみると、ASDが70%を超え、ついでLD, ADHDが続く。米国ではLDが圧倒的に多いが、

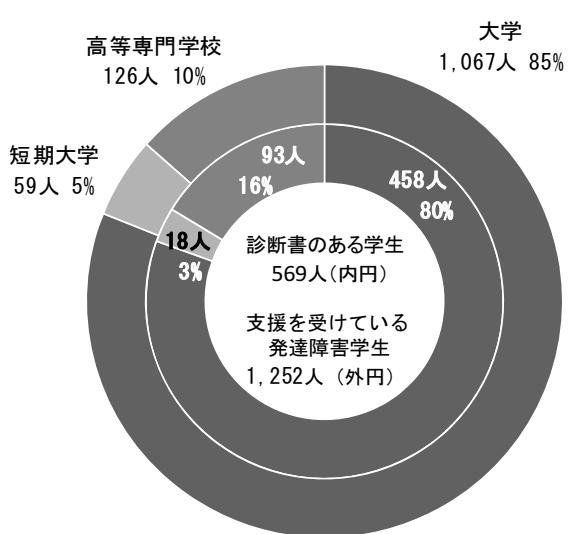


図4 発達障害学生（教育機関別）
(日本学生機構報告より作図(上野, 2011)

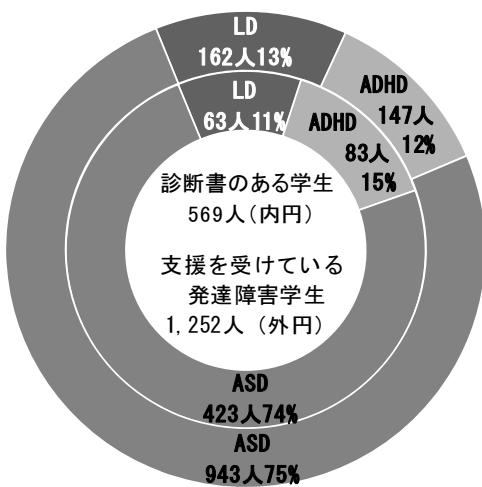


図5 発達障害学生（障害種別）
(日本学生機構報告より作図(上野, 2011)

わが国では医師による LD の診断が比較的少ないという実態が反映されている。

これら学生がどのような学科（専攻）に在籍しているかなど、興味深い結果も得られてはいるが、調査対象数が極めて少ないので信頼性ある結論にはまだ至っていない。（上野、印刷中）

これまでの分析では、文系全体に占める割合は他の障害学生と同様に高いが、理学、工学等、理系全般における発達障害学生の在籍

比率が相対的に高いのが特徴的である。特に診断書のあるケース（ASD タイプ）に顕著である。保健（看護）、教育等は学生全体だけでなく、他の障害学生よりも幾分低い傾向があるが、芸術系などはが反対に多い。

こうした傾向については、さらにもっと発達障害学生数が増える中で考察するべきことで、現段階では一つの傾向解釈にとどめておくべきであろう。

4 発達障害学生と大学入試

4.1 発達障害と大学入試の現状

先の日本学生支援機構（2010）の報告から一般入試（2009 年 4 月入学者）における発達障害学生に焦点を絞ってみる。

これら大学等で特別な措置を行った障害受験者数は 2,469 人、合格者は 998 人、入学者は 728 人であった。この内、入学した発達障害学生はわずか 19 人（診断書あり 10 人：診断書なし・配慮あり 9 人）であり、特別入試としては 10 人（AO 入試 3 人：推薦入試 7 人：障害者特別入試 0 人），特別入試以外の入試 9 人である。

米国などにおける障害学生の大学入試における特別措置を受ける比率も約 2% 程度（石岡・上野, 2011）であることを考えると、かなりの低率といわざるをえない。ただし米国の場合、それら障害学生の大多数が LD であることを考えると、高等教育段階での発達障害学生に対する理解の相違と対応の遅れとみることができる。

このようにわが国の発達障害学生は、現段階では統計的には極めてわずかであり、これら学生への対応はその端緒についたばかりであることが示される。

4.2 発達障害と大学入試センター試験

次にわが国のセンター試験ではどうであろうか。2010 年度のセンター試験の全志願者数は 558,983 人（対前年度 5,615 人増），

利用大学数は 829 大学で、過去最高であった。内、障害による受験特別措置を認められた者は 1,288 人で、その比率は 0.23% である。この数値は先の障害学生在籍率 0.22% と近似する。

2009 年度まで、センター試験における障害者特別措置に記載されてきた障害種別は、視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱のみで、発達障害の規定はなかった。こうした志願者が特別な措置を求める場合には、既存の障害や「その他」の区分で志願する以外道はなかったが、今回その道が拓かれた。

4.3 センター試験における発達障害措置

2010 年度実施のセンター試験から、受験案内及び受験案内（別冊）にある障害区分に新たに発達障害の区分を設けるという大きな改定が行われた。

発達障害のある志願者は、これまで実施されてきた障害者特別措置を中心に、主に以下の特別措置を申請することができる。

- ① 別室の設定
- ② チェック解答
- ③ 拡大文字問題冊子の配付
- ④ 時間延長（1.3 倍）
- ⑤ その他

特別措置の判断は、本人の申請書の他に、医師の診断書と教育機関からの状況報告・意見書によって行われる。

これら判断にあたっては、①診断書に明確な診断名があるのみでなく、特別措置の十分な根拠が記載されていること、②状況報告・意見書から、特別措置に対応した状態像が明確かつ根拠をもって記載され、その状態に関する学校等における授業や考查などの場面での措置の具体的な記載が求められている。

教育機関での具体的措置記載のある個別の指導計画、あるいは個別の教育支援計画等の添付も、支援実態を明らかにするために認められるが、教育機関からこれらの資料が得ら

れない志願者の場合には、本人・保護者による諸専門機関等における資料の添付が認められている。高校既卒者のなかには卒業後、時間がかなり経ち、連絡が取りにくくなってしまったものや、高卒認定試験による志願者もいることによる。

4.4 本年度の志願状況について

今回のセンター試験における、障害者特別措置申請者の概要は表 2 に示される。

表 2 受験措置別（大学入試センター、2010）

区分		志願者数 人
視覚障害	点字解答	11 (9 [1])
	文字解答	43 (55)
	その他	9 (19)
聴覚障害		342 (350) 「171」 ([180])
肢体不自由	チェック解答	46 (43)
	代筆解答	6 (6)
	その他	137 (149)
病弱		50 [1] (58)
発達障害	チェック解答	14 (—)
	その他	81 (—)
その他		645 (599)
合 計		1,384 (1,288) 「172」 ([181])

（前年度数） [] リスニング免除

特別措置を認められた志願者は 95 人、措置内容ではチェック解答が 14 人、その他 81 人の大半は別室受験で、拡大冊子の配布、時間延長もあった。

表 2 を見ると、発達障害区分で 100 人近い申請者があったが、その他での申請も増えている。

発達障害については、初めての導入であり、高等学校レベルでの特別支援教育や発達障害に対する理解の浸透度、周知時間の不足等を考えると、本年度の申請数はほぼ予測の範囲内であった。

今後の動向予測としては、初等中等教育段階での発達障害のある生徒に対する支援ニーズの急増ぶりをみると、高等教育の入口にあたる選抜入試やAO入試などにおいても、確実に数的にも波及していくと思われる。

因みに、米国では1975年以来、LDへのIEP（個別教育計画）による特別教育サービスを受ける資格のある生徒のデータを集積してきている。米国教育省のデータによれば、LDと分類される学齢者（5歳から21歳）は260万人であり、全学校生徒数6600万人のほぼ4%を占めている。（USDOE, 2006）

わが国で2002年度に報告された義務教育段階で通常学級に在籍する発達障害が推定される児童生徒の率は6.3%（内、LD4.5%）であるので、この段階での数値に大きな開きはなく、こうした点からも諸外国並みに、高等教育段階における発達障害系学生の増加が予測できるのではないだろうか。

5 残された課題

今回の志願者における、発達障害内の障害種別の内訳には、わが国固有の特徴がみられる。初等中等教育段階での「通級による指導」の在籍者内訳（図2参照）、日本学生支援機構の報告（図5参照）からも言えることだが、わが国ではASD関係の障害が多くみられる。諸外国の高等教育におけるLDを中心とする在籍学生の実態とはやや異なる様相を見せていている。

今後、LDは教育用語として登場した経緯もあり、わが国では医学的診断がしにくいといった事情もある。発達障害概念の深化とともに、単なる診断名だけではなく、その実態把握と個の具体的支援ニーズが重視されていくであろう。

障害者の入試における特別措置においては、他の一般受験者との公平性の担保は基本的事項である。例えば時間延長等の措置がその障害特性からみてどの程度妥当かどうか、具体

的なエビデンス研究とともに、今後とも慎重に検討されなければならないだろう。

さらにICT関連の支援技術(AT)の発達とともに新しい特別措置をどのように入試に利用していくことができるかといった問題も喫緊の課題となっていくだろう。

今回のセンター試験における特別措置申請のための発達障害区分の新設は、わが国の障害児・者理解の大きなマイルストーンといえる。大学入試におけるこの一石は、高等学校における特別支援教育の一層の理解と推進を求めるだけでなく、高等教育における入学後の支援体制の充実にも大きな波紋を与えることであろう。

文献

石岡恒憲・上野一彦（2011）。「アメリカの学習障害者におけるSATおよびACTの受験について-発達障害者支援法に向けた我が国の公的テスト実施の指針として-」『大学入試研究ジャーナル』21, 191-198.

日本学生支援機構（2008）。「平成19年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業障害者自立支援調査研究プロジェクト 諸外国の高等教育機関における障害のある学生に対する修学支援状況調査・情報収集事業報告書」

日本学生支援機構（2010）。「平成21年度（2009年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」

上野一彦（2010）。「高等学校における特別支援教育の動向－大学入試と「発達障害」の特別措置について－」『LD研究』19, 253-258.

上野一彦（2011）。「教育領域（高等教育）現状報告」『発達障害年鑑—日本発達障害ネットワーク（JDDネット）年報』87-90. 明石書店。